

## [群馬県マスク地産地消推進プロジェクト]

### 群馬県民向けマスク等販売事業実施要領

#### 第1条（通則）

1. 本要領は、群馬県（以下、「県」という）が県民の皆様が安心して品質の高いマスク等を購入できる仕組みとして実施する「群馬県民向けマスク等販売事業」の運営に必要な事項について定めるものである。
2. 本事業は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、人々の暮らしや医療・福祉現場において感染予防品等の物資が不足したことを踏まえ、品質の高いマスク等を地産地消で安定的に供給できる体制構築と、新型コロナウイルスの県内での感染拡大防止を目的として実施するものである。

#### 第2条（事業全般）

1. 本事業は、感染予防用品や生活必需品など、市場や現場において必要性が高い物資を、県民限定で販売する。
2. 本事業は、①群馬県LINE公式アカウント「群馬県デジタル窓口」と②「物資供給管理システム」に、③商品の販売を行う民間事業者（以下、「販売事業者」という）のノウハウ（仕入れ／販売／決済／配送）を連携させ、オンライン上で販売できるスキームとする。
3. 郵送・電話受付などのオフライン対応については、県民からの要望や市場の状況等を踏まえ、必要に応じ実施する。

#### 第3条（販売対象者）

本事業における販売対象者は、県内に住所を有する、又は居住する日本人及び外国人を対象とする。ただし、県内での感染拡大防止の趣旨に沿って、県内住所への発送を条件とする。

#### 第4条（取扱品目）

1. 本事業で取り扱う品目は、緊急時に生活や暮らしで必要とする感染予防用品（サージカルマスク、消毒液等）や生活必需品（衛生用品、避難・非常用品）とし、地産地消推進を基本的な考え方とする。
2. 本事業を実施するにあたり、県は、その実施期間で取り扱う具体的な品目を決めるほか、それに伴う製品仕様や製造地域などの一定の条件を付す。
3. 本事業は、県民に広く物資を行き渡らせることが目的であることから、購入の場合においては、購入数の上限を設けることとする。個別商品分類ごとの購入上限数は、販売事業者の責任の下で設定することとする。

## 第5条（関係者の役割等）

1. 本事業は、県と販売事業者との役割分担の下で実施する。なお、県は、本事業実施に係る一定の要件を定め、参画可能な販売事業者を広く募ることとする。
2. 県は、本事業の企画管理、関係者との調整を行うほか、群馬県LINE公式アカウント「群馬県デジタル窓口」及び「物資供給管理システム」を運営する。
3. 販売事業者は、本事業で販売するマスク等の物資を製造又は仕入れ、県が運営する「物資供給管理システム」と連携し、購入者に対して販売する。

## 第6条（事業の実施）

1. 本事業は、期間限定で実施するものとし、実施にあたっては「実施期間」、「取扱品目」などの条件を付すこととする。なお、実施の判断は、県内の感染状況、市場における物資の不足状況を踏まえて総合的に判断する。
2. 実施期間経過により本事業は終了するが、県は、事業実施期間終了の1ヶ月前までに、販売事業者（又は供給事業者）に対して本事業継続の有無を通知する。
3. 県は、事業の実施期間を延長する場合、改めて販売事業者（又は供給事業者）に参画の意向を確認することとする。

## 第7条（事業の流れ）

1. 本事業は、「オンライン受付及び県民認証」、「購入管理」及び「民間事業者による商品販売、決済、配送」の3つの機能からなる。
2. 県は、群馬県公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」で、購入を希望する県民から個人情報（氏名、住所、電話番号、本人確認書類等）の登録を受け付け、県民であることの認証を行う。
3. 購入の場合において、県は、県民認証された県民のLINEアカウントに、商品購入ページ（URL）を配信し、購入希望者が購入商品を選択できるようにする。
4. 県は、物資供給管理システムで、商品分類や在庫、購入者への販売数量を一元管理する。また、申込みを受け付けた県民のリストは、共有ストレージを通じて販売事業者を提供する。

## 第8条（販売計画）

1. 販売事業者は、県が示す所定の様式で販売月の前月の25日までに、販売製品及び数量、価格等の販売計画を県に報告することとする。
2. 県は、販売事業者からの販売計画を受け、その内容を物資供給管理システムに入力し、システムに反映させる。

## 第9条（取引の当事者）

1. 商品購入の取引は、全て購入者と販売事業者との間で直接に行われる。県は、取引の当事者とならず、当該取引に関する責任を負わないこととする。
2. 販売事業者が取り扱う商品、購入上限数、支払い方法、配送方法等その他の条件については、販売事業者が、本事業のルールの範囲内で自らの責任で定めることとする。
3. 購入者からの申込みの撤回、売買契約の解除及び商品の返品・交換（以下、これらを総称して「返品等」という。）については、販売事業者が対応することとする。

## 第10条（個人情報の取り扱い）

1. 個人情報について、県は、取得する情報と利用目的を次のとおり取り扱うこととし、定めのない事項については、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）（以下、「本条例」という。）が適用される。

### (1) 県が取得する可能性のある個人情報

- (ア) 本事業で購入申込みに必要な内容（氏名、ふりがな、住所、生年月日、電話番号、商品情報、購入数量）
- (イ) 本サービスで取扱う商品の購入状況
- (ウ) 利用者がLINEサービスに登録したアカウント識別子情報、プロフィール情報
- (エ) 本サービスに投稿されたトークの内容（テキスト、URLリンク、画像等）
- (オ) クッキー（Cookie）、アクセスログその他本サービスの利用状況に関する情報
- (カ) 機器情報（OS、端末の個体識別情報、言語設定等）
- (キ) 本サービスに関連してコールセンター又は県へ問合せした内容

### (2) 利用目的

- (ア) 本サービスの対象者であることを確認するため
  - (イ) 販売事業者に提供するため
  - (ウ) 商品購入状況の把握、管理をするため
  - (エ) 利用状況等を分析するため（個人を識別できない形で行う公表を含みます。）
  - (オ) 本サービスの申込みに基づく照会等の対応を行うため
2. 県は、個人情報を販売事業者に提供する。提供された個人情報は、販売事業者において個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、本プロジェクトの目的の範囲で取り扱うこととする。
  3. 県は、取得した個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は不正アクセスを防止するため、本要領に基づく個人情報の取扱いについて適時適切に見直しを行い、個人情報の安全で正確な管理に努めるものとする。

## 第11条（禁止事項）

販売事業者が以下のいずれかに該当する場合、県が適切と判断する措置を講じることが

できるものとする。

- (1) 法令（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。）又は公序良俗に反する行為
- (2) 県又は第三者の著作権その他の知的財産権、肖像権、プライバシーその他の人格権、その他法律上保護された権利・利益を侵害する行為
- (3) 本人の承諾なく購入者の個人情報を使用する行為
- (4) 第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を使用する行為
- (5) その他、県が不適切と判断する行為

この要領は、令和2年11月2日から施行する。